

社会福祉法人こころの種福祉会

役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員等の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 役員のうち法人業務を行う理事に対して次条に定める理事報酬を支給する。

(支給額)

第4条 支給額は、月額0円とする。

(理事会・評議員会の出席)

第5条 役員が理事会に出席した場合、その他法人の業務を行った場合は、別表1により費用弁償分を支給する。

2 評議員が評議員会に出席した場合、その他法人の業務を行った場合は、別表1により費用弁償分を支給する。

3 交通費の実費が、費用弁償額の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第5条、第5条2・3は、平成28年12月3日から施行する。

役員・評議員 費用弁償額 別表 1

名称	報酬	4時間未満	4時間以上
理事会出席	0円	2,000円	5,000円
評議員会出席	0円	2,000円	5,000円